

Adobe 生成 AI 追加条件

2024 年 3 月 5 日発効。

本追加条件および [Adobe 生成 AI ガイドライン](http://www.adobe.com/go/adobe-gen-ai-user-guidelines_jp) (www.adobe.com/go/adobe-gen-ai-user-guidelines_jp) に掲載。「**ガイドライン**」) は、お客様がアドビのサービスおよびソフトウェアにおいて生成 AI 機能を使用する場合に適用され、[アドビ基本利用条件](http://www.adobe.com/go/terms_jp) (「**アドビ基本利用条件**」)。www.adobe.com/go/terms_jp に掲載) に参照により組み込まれます (本追加条件とアドビ基本利用条件を総称して「**本条件**」といいます)。本追加条件で定義されていない用語は、アドビ基本利用条件に定義されるものと同じ意味を有します。

- 1. コンテンツの生成** 生成 AI 機能を使用する場合、オーディオファイル、ビデオファイル、ドキュメント、画像、テキスト (アスペクト比、スタイルなどの出力パラメーターを含む) などのコンテンツの入力またはアップロードを求められる場合があります (これを総称して「**インプット**」といいます)。インプットは、サービスおよびソフトウェア内で表示される画像、テキスト、テキスト効果、ベクターグラフィック、オーディオファイル、ビデオファイルなどの出力 (これを以下「**アウトプット**」といいます) を生成するためにサービスおよびソフトウェアによって使用されます。インプットとアウトプットはお客様のコンテンツであって (コンテンツファイルまたはサンプルファイルにはあたりません)、コンテンツに対して適用される本条件のすべての条項がインプットとアウトプットに適用されます。生成 AI 機能、インプット、アウトプットの使用にあたっては、本条件を遵守する必要があります。本条件は随時変更されることがあります。アドビは、独自の裁量でいつでも、ユーザーが生成 AI 機能を使用またはアクセスする権利についてユーザーに事前に通知することなく調整、制限、無効化、一時停止、または終了する権利を留保します。
- 2. インプット** お客様は、ご自身のインプットについて単独で責任を負います。次の事項に該当するインプットの送信は禁止されています。(a) 第三者の知的財産権によって保護されている商標その他の素材が含まれているもの (お客様がその素材について十分な権利を持っている場合を除く)、(b) 第三者が有する著作権で保護された作品と実質的に類似したアウトプット、またはそれ以外の方式で第三者の知的財産権によって保護されているものを生成することを目的としたもの (お客様がその作品等について十分な権利を持っている場合を除く)、(c) 個人情報が含まれているもの (必

要な場合におけるプライバシー通知の提供および同意の取得など、個人情報に適用されるすべてのデータ保護およびプライバシーに関する法令をお客様が遵守している場合を除く）、（d）適用法に違反するもの、または、（e）本ガイドラインに違反するもの。アドビでは、お客様のインプットが第三者の権利、適用法、または本条件に違反していると判断した場合、アドビの独自の裁量により、お客様のインプットを自動的にブロックすることがあります。

3. アウトプット

- 3.1. **お客様の責任** アウトプットの作成と使用、およびアウトプットが本条件に準拠していることの確保については、お客様が単独で責任を負います。ただし、アドビは、アウトプットがお客様に提供される前に、適用法、第三者の権利、または本条件に違反する可能性のあるアウトプットについてスクリーニングやブロックを行うために、利用可能なテクノロジー、ベンダーやプロセスを使用することがあります。アドビは、アウトプットが第三者の権利または適用法を侵害しないという暗黙の保証を含めて、アウトプットに関するあらゆる明示的または黙示的な保証を否認します。さらに、アウトプットとともに生成される可能性のある透かしや Content Authenticity Initiative（コンテンツ認証イニシアチブ）メタデータ（コンテンツ認証情報など）の削除や変更を行ってはならず、それ以外の方式でアウトプットの出所について他者に誤解を与えようとしたりしてはなりません。詳しくは、contentauthenticity.org を参照してください。
- 3.2. **アウトプットの適合性** 生成 AI 機能を使用すると、予期しないアウトプットや、一部のユーザーにとって不適切なアウトプットが生成される場合があります。アウトプットは一意ではない可能性があり、生成 AI 機能の他のユーザーが同じまたは類似アウトプットを生成する可能性があります。アウトプットが知的財産権によって保護できないことがあります。
- 3.3. **人工知能/機械学習 (AI/ML) の禁止** お客様は、直接的または間接的に、機械学習アルゴリズムまたは人工知能システム（アーキテクチャ、モデル、ウェイトを含むがこれらに限定されない）を作成、訓練、テスト、またはその他の方法で改善するために、生成 AI 機能から受信または派生したコンテンツ、データ、出力、その他の情報（アウトプットを含む）を使用してはならず、使用するよう第三者に指示または許可してはなりません。

3.4. **例外** お客様が本条件に従うことを条件として、アドビ基本利用条件のセクション 8.2（補償）は、テキストベース入力から生成された非テキストのアウトプットには適用されません。例えば、セクション 8.2 は、Adobe Firefly [text to image（テキストから画像生成）](#) 機能に提供されたテキストベースのインプットから生じた画像のアウトプットには適用されません。

4. **アドビに対するライセンス許諾** お客様が Firefly の生成 AI 機能を使用するにあたっては、次のライセンス許諾が適用されます。

4.1. **無料ユーザーによるテキストベースのインプット** サービスおよびソフトウェアの有料サブスクリプションを現在お持ちでないお客様がテキストベースのインプット（スタイルなどのデザイン設定を含む）を生成 AI 機能に送信した場合、お客様は、提出されたインプットおよび対応するアウトプットについて、目的を問わず使用、複製、配付、変更、サブライセンス、二次的著作物作成、公開展示、公開実演、または翻訳を行うための非独占的、永久的、取消不可、全世界対象、およびロイヤリティフリーのライセンスをアドビに付与するものとします。例えば、アドビは、インプットとアウトプットを他のユーザーに公開したうえで、それらのユーザーがそのインプットまたはアウトプットを使用して独自のコンテンツを作成することを許可することができます。このライセンスは、本条件の終了または満了の後も有効に存続します。お客様がこのライセンスの当社への付与を希望しない場合は、サービスおよびソフトウェアの有料サブスクリプションを購入する必要があります。

4.2. **Firefly ギャラリー** 上記の規定に加えて、firefly.adobe.com の機能である Firefly ギャラリーにアウトプットを送信した場合には、お客様は、ご自身が送信したアウトプットと対応するインプットに関して、マーケティング目的でのその使用、複製、頒布、変更、サブライセンス、二次的著作物作成、公開展示、公開実演、翻訳を行うこと、または他の Firefly ユーザーが自らのアウトプットを生成するためにお客様のインプットとアウトプットを使用することを許可することについて、非独占的、取消不可、全世界対象、ロイヤリティフリーのライセンスをアドビに付与することになります。 modify

5. **生成クレジット アドオン サブスクリプション** VIP、VIP Marketplace、または VIP カスタムを通じて生成クレジット アドオン サブスクリプション（以下「生成 AI アドオン サブスクリプション」と

います) を契約しているお客様には、このセクション 5 が適用されます。本サービスおよびソフトウェアには、生成クレジットが必要となる生成 AI 機能が含まれることがあります。生成クレジットを使用すると、特定の生成 AI 機能に対して行ったインプットに基づいてアウトプットを生成できます。必要なクレジット数は、使用する生成機能のタイプと、生成するアウトプットのタイプや数によって異なります(詳細情報は、[こちら](#)をご覧ください)。生成 AI アドオン サブスクリプション中、購入したサブスクリプションに反映されている生成クレジットの数は、契約応当日に応じて月ごとに失効します。生成 AI アドオン サブスクリプション期間中、アカウントは毎月リセットされ、同じ数の生成クレジットが付与されます。未使用の生成クレジットは繰り越しされません。生成 AI アドオン サブスクリプションは、セレクト ディスカウント レベルまたはボリューム ディスカウント レベルにはカウントされません。

6. **Firefly アウトプットの補償** 本セクション 6 は、お客様が (1) Creative Cloud グループ版の顧客であり、(2) Firefly アウトプットの補償が付属する Creative Cloud Pro エディションプラン(以下「**適格プラン**」という)を購入している場合にのみ適用されます

6.1. 定義

6.1.1. 「**関連会社**」とは、ある法人について、当該法人を支配する、当該法人により支配される、または当該法人と共通の支配下にある、他の法人を意味します。本定義の目的において、「支配」とは、他の法人の 50 %以上の株式、議決権、出資、または経済的持分を持つことにより、他の法人の業務を指揮する直接的または間接的な権能を意味します。

6.1.2. 「**適格 Firefly 機能**」とは、Firefly 製品説明に記載されている Firefly の機能を意味します。

6.1.3. 「**適格 Firefly サーフェス**」とは、適格 Firefly 機能へのアクセスを提供する Firefly 製品説明に記載されている製品およびサービスを意味します。Firefly 製品説明は、追加の製品およびサービスを記載するためにアドビによって随時更新されることがあります。

6.1.4. 「**エクスポートイベント**」とは、適格プランでプロビジョニングされたユーザーが、Firefly 製品説明に記載されている適格 Firefly サーフェス内の Firefly アウトプットに関する

アクションを実行したことを意味します。Firefly 製品説明はアドビによって随時更新されることがあります。

6.1.5. 「**Firefly 製品説明**」とは、helpx.adobe.com/legal/product-descriptions/adobe-firefly.html (または後継 URL) にある説明を意味します。Firefly 製品説明は、アドビによって随時更新されることがあります。

6.1.6. 「**補償対象 Firefly アウトプット**」とは、適格 Firefly サーフェスで適格 Firefly 機能を使用するときにインプットに応じて生成され、エクスポートイベント後にユーザーに提供されるアウトプットを意味します。

6.2. **アドビが負う補償義務の内容** 補償対象 Firefly アウトプットが本条件に従って使用され、セクション 6.3 (補償の条件) の条件を満たしている限り、本条件の契約期間中にお客様またはお客様の関連会社が使用した補償対象 Firefly アウトプットについて、個人または法人が第三者の著作権、商標権、パブリシティ権、またはプライバシー権の直接的な侵害だとして申立て、訴訟、または法的手続 (以下「**侵害申立て**」という) を提起した場合に、アドビは当該侵害申し立てに対する防御を行います。アドビは、管轄裁判所が最終的に支払いを命じた (またはアドビが署名する和解合意書において合意された) 侵害申し立てに直接起因する損害、損失、費用、経費、または賠償金を支払います。

6.3. **補償の条件** アドビは、以下のいずれかに該当する侵害申し立てについて一切責任を負いません。

6.3.1. 次のいずれかの事項から生じるもの： (1) アウトプットの変更 (サービスおよびソフトウェアを用いて行ったものを含む)、 (2) アウトプットと、他の素材、コンテンツ、または情報とを組み合わせること、 (3) 本条件に違反したアウトプットの使用、 (4) アドビがお客様に使用の停止を指示した後におけるアウトプットの使用、 (5) 非テキストインプットに基づくアウトプット (ただし、インプットそれ自体が侵害申し立てを引き起こす可能性がある場合)、 (7) アウトプットが使用されるコンテキスト、または (8) 適格 Firefly 機能によって表示または再生されるオーディオビジュアルコンテンツではないもの (たとえば、ファイルメタデータやクエリ応答パラメーターなどの適格 Firefly 機能によって生成される可能性のある技術的なメタデータ)。

または

6.3.2. お客様が次のいずれかに該当する場合：（1）侵害申立てについて知ったときか、通知を受けたときのいずれか早い方の時点で、速やかにアドビに書面で通知しなかった場合（これによってアドビが不利益を被った範囲について補償しません）、（2）侵害申立ての防御もしくは和解のために要請された合理的な支援をアドビに提供しなかった場合、（3）侵害申立ての独占的な管理権および和解交渉の権限をアドビに提供しなかった場合、もしくは（4）アドビによる事前の書面同意を得ずに、侵害申立てに対して認諾した場合。

6.4. **責任限定** 本条件またはお客様とアドビとの間で交わされたその他の契約にこれと矛盾する規定があろうとも、**補償対象 Firefly アウトプット**についてのアドビの損害賠償責任の最大総額は、（a）補償対象 Firefly アウトプット 1 点あたり、または、（b）侵害申し立て 1 件（または関連する侵害申し立て 1 セットあたり）10,000 米ドルを上限とします。適用法令がこれと異なる出訴期限を定める場合でも、訴訟または紛争解決手続は、申立ての原因となった行為、事象または事件から 2 年以内に開始する必要があります。

6.5. **唯一かつ排他的な救済措置** 前述の内容をもって、アウトプットまたは侵害申立てに関してアドビが負う責任および義務のすべてとし、お客様の唯一かつ排他的な救済とします。